

令和6年分

所得税 定額減税説明会のお知らせ

【説明会の対象者】源泉徴収義務者（給与の支払者）

給与所得者に対する 定額減税の実施方法 について説明します。

説明会は、予約制となっています。LINE 又は電話で予約をお願いします！
(予約の方法は裏面)

	3 月	4 月	5 月
開催日	令和6年3月26日(火)	令和6年4月9日(火) 令和6年4月18日(木)	令和6年5月8日(水) 令和6年5月16日(木)
時間・定員	1回目 10:30 ~ 12:00 (開場 10:00) 2回目 14:00 ~ 15:30 (開場 13:30) 各回 80名	1回目 10:30 ~ 12:00 (開場 10:00) 2回目 14:00 ~ 15:30 (開場 13:30) 各回 200名	1回目 10:30 ~ 12:00 (開場 10:00) 2回目 14:00 ~ 15:30 (開場 13:30) 各回 200名
開催場所	彦根商工会議所 4階 彦根市中央町3-8 ※ 駐車場に限りがございますので、なるべく公共交通機関をご利用ください	ひこね市文化プラザ (エコーホール) 彦根市野瀬町187-4	ひこね市文化プラザ (エコーホール) 彦根市野瀬町187-4



給与支払者の事務のあらまし

【給与所得者に対する定額減税の実施者】

主たる給与等の支払者が実施
従たる給与等の支払者は実施しない

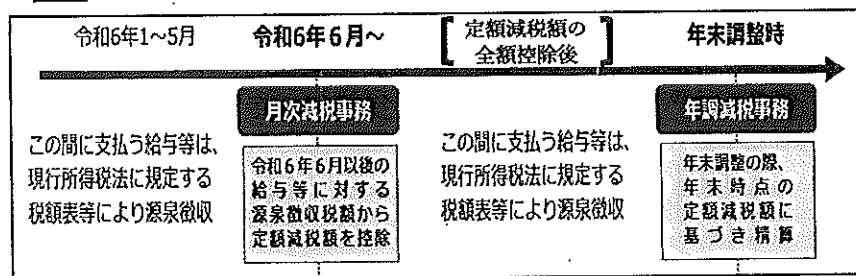
【給与所得者に対する定額減税】

給与所得者に対する定額減税は、扶養控除等申告書を提出している給与所得者（いわゆる甲欄適用者）に対して、その給与等を支払う際に、源泉徴収税額から定額減税額を控除する。

【給与所得者に対する実施方法】

主たる給与の支払者である源泉徴収義務者による「月次減税事務」及び「年調減税事務」の実施

- 減税額**
- ① 本人・・・3万円
 - ② 同一生計配偶者及び扶養親族・・・1人につき3万円
(本人と生計を一にする配偶者及び親族等で合計所得金額が48万円以下の居住者)



【個人住民税】

特別徴収の場合、徴収額から控除

- 減税額**
- ① 本人・・・1万円
 - ② 同一生計配偶者及び扶養親族・・・1人につき1万円

国税庁ホームページ

国税庁ホームページにおいて、「定額減税特設サイト」を開設しています。定額減税に関するパンフレットのほか、「Q&A」も掲載されており、随時更新していますので、右の二次元バーコードからご確認ください。



定額減税特設サイト

説明会の予約方法

【LINE 予約の方法】 (注)予約は令和6年3月1日から

STEP1 LINE アプリから「国税庁 LINE 公式アカウント」を友だち追加

友だち追加はこちら →



STEP2 「トーク」画面から「申告相談又は説明会出席の申込」を選択

STEP3 税務署・会場・希望日時・参加人数を選択

STEP4 内容を確認して「申込」をタップすれば完了

【電話予約】彦根税務署 法人課税第1部門

0749-22-7751 (直通)

STEP2 の画面

